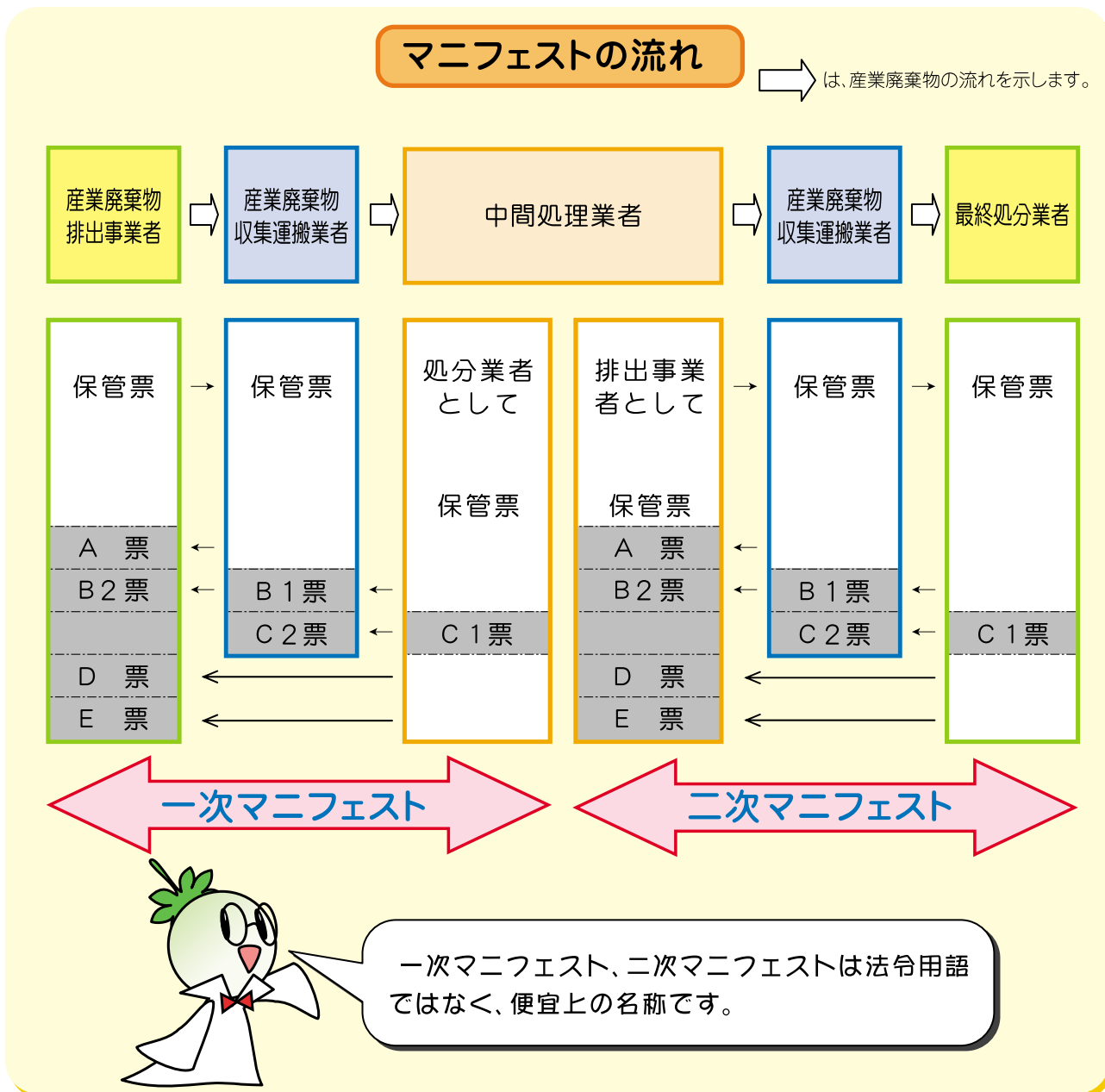


また、平成20年度から、排出事業者は、事業場ごとに前年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、事業場を所管する都道府県又は政令市に毎年6月30日までに提出しなければなりません。

(廃棄物処理法第12条の3)



(社)福島県産業廃棄物協会等で頒布しているマニフェストは、ワンセットがA票からE票の7枚で構成され、複写式で写しを交付する際に便利になっています。

排出事業者は、B2票、D票、E票が回付されるまでA票を保管し、  
回付されたB2票、D票、E票は5年間保存しなければなりません。

詳しくは、郡山市廃棄物対策課 (電話924-3171)  
(社)福島県産業廃棄物協会 (電話024-524-1953)  
までお問い合わせ下さい。